役員の報酬等の支給基準

社会福祉法人筑前会では、役員の報酬等について、法人の公共性及び透明性を確保する観点から、次のとおり支給基準を定めています。

1. 基本方針

役員の報酬等は、社会福祉法人としての使命及び公共性に鑑み、役員の職務内容、責任、勤務形態、法人規模その他の事情を総合的に勘案し、社会通念上妥当な水準で定めるものとします。

2. 報酬等の決定

役員の報酬等の額及び支給方法については、理事会で策定した基準案について評議員会の承認を得たうえで決定します。

3. 報酬等の種類及び支給方法

常勤役員の報酬等は年俸制とし、年俸額を 12 分の 1 に按分した額を毎月支給します。

なお、期末手当及び賞与は支給しません。

4. 基準の改定

役員報酬等の支給基準を改定する場合は、法令及び法人の定める手続きに従い、評議員会の承認を経て行います。

5. 情報公開

役員報酬等については、関係法令及び社会福祉法人に求められる情報公開の趣旨に基づき、適切に公表します。